黙示による包括的な同意として扱う事項について

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)では、個人情報取扱業者(KDDI 健保を含む)は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならないとされています。

一方、個人情報保護委員会および厚生労働省により作成された「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日)」では、被保険者にとって利益となるもの、又は医療費通知など事業者側の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとはいえないものの利用の範囲について、あらかじめ公表をしたうえで、被保険者から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては、黙示による包括的な同意が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

KDDI 健保では、下記の事項がその趣旨に該当するものといたしますので、同意されない場合には、KDDI 健保の個人情報に関する取扱窓口(以下参照)までご連絡ください。お申し出がない場合には、同意していただいたものとさせていただきます。

記

- 1. 高額療養費(高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金)を本人の申請に基づかずに保険給付金受領代理人(注1)経由で支給すること。
- 2. 付加給付 (医療費等負担額の上乗せ給付金) を本人の申請に基づかずに保険給付金受領代理人(注1) 経由で支給すること。
- 3. 直接支払制度等を利用した出産育児一時金に差額が生じた場合、その差額を本人の申請に基づかずに保険給付金受領代理人(注1)経由で支給すること。
- 4. 医療費通知(患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知)を世帯単位でまとめて行うこと。
- 5. 給付金支給決定通知書(患者名、医療機関名、診療月、診療回数、医療費、給付額、給付科目、給付日数、給付回数等)を世帯単位でまとめて行なうこと。
- 6. 柔整療養費通知(受療者名、施術月、施術費等)を、医療費通知と合わせて世帯単位でまとめて行うこと。
- 7. 被保険者(世帯主)を通じて個人番号の下4桁等の個人情報を提供すること。
- (注1) 保険給付金受領代理人とは、被保険者が所属している事業所を指します。

なお、4.の医療費通知、5.の給付金支給決定通知書、6.の柔整療養費通知につきましては、被保険者だけでなく、被扶養者の方の同意も要する事項でありますので、被扶養者の方で同意されない方がいらっしゃる場合には、KDDI 健保の個人情報に関する取扱窓口(以下参照)までご連絡ください。

【個人情報に関する取り扱い窓口】

E-mail kenpo@kddi.com 電話番号 03-5212-3311 (代表)

以上